

雇児発0607第5号  
平成25年6月7日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について

標記については、平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知「児童家庭支援センターの設置運営等について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 3 9 7 号 平成10年5月18日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号 【一部改正】平成22年5月21日雇児発0521第1号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第6号 【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第5号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 3 9 7 号 平成10年5月18日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号 【一部改正】平成22年5月21日雇児発0521第1号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第6号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、<u>児童福祉施設最低基準</u>（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容 この事業は、次のことを行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退所後の支援</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援<u>(宿泊を要する場合を含む)</u>を行うこと。</p> <p>5 職員の配置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>① <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u> (昭和23年厚生省令第63号) 第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>②～③ (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容 この事業は、次のことを行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退所後の支援</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。</p> <p>5 職員の配置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>① <u>児童福祉施設最低基準</u> (昭和23年厚生省令第63号) 第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>②～③ (略)</p> <p>6～8 (略)</p>